

提出方を要求されたる爲復々協議をなし明細書を作成し四度會社と折衝したる結果金壹千圓を支給し益項目は會社を償還し覺悟とせざることを以て漸く解決するに至つた。

以上の會見にて一應本争議は解決したのであるが會社側は労働組合の切崩を賛する一方再度のストライキを豫測し充分なる準備を固めて會見に望みたる爲終始強硬なる態度を以て保留事項を拒否したのであるが従業員側に在りても罷業決行以來十八日午前中途には約四百名が組合に加入し各車庫別に十班を組織し一兩日中には全員参加を豫想される状態にあり乍ら存る會社側の強硬態度を甘受したることは防空演習其の他警察當局の警告もありて自重したるものの如く將來の動向は固り難きものとせらる。

保 留 事 項

- 一、初任給壹圓貳拾錢の制定
- 二、昇給年二回制の實施
- 三、休職期間一箇年に延長
- 四、恩引は一等親七日、二等親五日、三等親三日とすること
- 五、家族パス即時發行